**業務委託契約書（案）**

　山ノ内町長 平澤　岳(以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　 (以下「乙」という。）は、次のとおり、山ノ内町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画策定業務委託の契約を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、山ノ内町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画策定支援業務委託（以下「委託事務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第２条　契約期間は、本契約締結から令和６年３月31日までとする。

（申し出義務）

第３条　乙は、契約締結後の事情により、委託業務が困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第４条　甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として金　　　　　　　　円（うち取引に係わる消費税額及び地方消費税額 　　　　　円）を支払うものとする。

２　乙は、委託業務完了後に委託費の額を甲に請求し、甲はこれを30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は金　　　　　　　　円とする。

（報告・調査）

第６条　乙は、委託業務の実施にあたり、毎月作業の進捗状況等を甲へ報告するものとする。

２　甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（業務の完了）

第６条　乙は、委託業務終了後、速やかに業務完了報告書に必要な書類を添付し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、成果品について甲の検査を受け、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、直ちに修正を行い、再検査をもって完了とする。

３　乙は、業務終了後、乙の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、乙の負担においてその誤りを訂正するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（成果品の帰属）

第９条　本業務の成果品は、すべて甲の管理及び帰属とし、乙は、甲の承認なしに成果品を第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

（損害賠償責任）

第10条　乙は、次に掲げる一の理由が生じたときは、直ちに甲にその発生原因、経過被害内容等の状況を報告するとともに、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第12条の定めにより、この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（秘密の保持）

第11条　乙は、本業務委託の履行上知り得た事項を一切他人に疎漏してはならない。また、成果品（業務の実施上得られた記録等を含む。）を甲の承認なしに第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

（契約の解除）

第12条　甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に反する行為をしたとき。

(2) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(3) 乙が差押その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続の開始あるいは破産申立をしたとき。

(4) 前号のほかその財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

（個人情報の保護）

第13条　乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義）

第14条　本契約書に記載なき事項又は疑義が生じた場合、甲と乙の協議によって定めるものとする。

　上記の契約の成立を立証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　令和５年 　月 　日

 　　　　　　　　　　（甲）長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352-1

 　 　　山ノ内町長　　平　澤　　岳

 （乙）

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

第１　基本事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適切な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取り扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料の返還・廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに返還・廃棄し、文書により報告するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。